

令和3年4月1日

## 1 総説

### (1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（委託訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する支援法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、国及び宮城県並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部（以下「機構」という。）が一体となって、求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、宮城県における公共職業訓練と求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施に関する重要事項を定めたものである。

実施にあたっては、宮城県、宮城県教育委員会、宮城労働局の三者で締結した「宮城県における雇用の安定と定住推進協定」の趣旨を踏まえ、労働力人口の減少が見込まれる中で、地域の発展に不可欠な分野等の産業に、円滑な人材供給ができるものとなるよう、地域事業主のニーズに対応した公的職業訓練の実施に努め、若者等の地元就職及び定着の実現に資するものとする。

### (2) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### (3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定を行うことができる。

## 2 公共職業能力開発施設の設置状況等

(1) 県内には、公共職業能力開発施設として、高等技術専門校（5校）及び宮城職業能力開発促進センター（以下「ポリテクセンター宮城」という。）、東北職業能力開発大学校（以下「ポリテクカレッジ」という。）及び宮城障害者職業能力開発校（以下「宮障校」という。）が設置されている。

(2) 高等技術専門校は、県内5地域において、学卒者向けである普通課程（1・2年課程）と、求職者向けの短期課程（6ヶ月）を地域の実情等を踏まえた訓練内容で実施している。

さらに、離職者等の再就職支援として、民間教育施設への委託により行う委託訓練（3・4・6ヶ月・2ヶ年）も実施しており、IT、経理事務、介護、医療事務等の訓練を実施している。

- (3) ポリテクセンター宮城は、ものづくり分野で、民間教育施設が実施していない訓練を中心に、多賀城実習場では電気・電子分野と居住分野の訓練（6・7ヶ月）を、名取実習場では機械分野の訓練（6ヶ月）を実施している。令和3年12月からは全ての訓練を多賀城実習場で実施する。

また、主に雇用保険を受給していない方を対象とした求職者支援訓練において、民間教育機関が行うIT、簿記、介護等の訓練の認定及び実施状況の確認を行っている。

- (4) ポリテクカレッジは、高度技能者養成訓練として、生産技術系、電気・電子系及び居住系の専門課程及び応用課程を実施している。

専門課程は、高校卒業者等を対象に、自ら「ものづくり」ができる実践技能者を育成する2年課程であり、応用課程は、専門課程修了生等を対象に、生産技術・生産管理部門のリーダーを育成する2年課程である。

- (5) 在職者訓練の実施について

高等技術専門校、ポリテクセンター宮城及びポリテクカレッジでは、上記訓練に加え、従業員に対する人材育成訓練を実施することが困難な事業主等のニーズに応えるため、在職者を対象に、各施設が所有する設備等を活用したIT系、機械系、電気・電子系、居住系などの職業訓練を実施している。

- (6) 宮障校は、個々の障害や特性に応じて、ITやOA系、総合実務系の職業訓練（5ヶ月～1年課程）を実施している。

さらに、民間企業等に委託して行う委託訓練として、ITやビジネススキルを学ぶ集合訓練及び在宅訓練、オフィスワークや倉庫内作業等の企業実習訓練、高次脳機能障害の方を対象とした就労訓練を実施している。

### 3 労働市場等の動向

#### (1) 概況

東日本大震災から10年の節目を迎えた。この間、宮城県内は震災復興関連事業や再開発事業などが進み、社会経済活動の水準は総じて上向いてきたが、令和2年2月の新型コロナウイルス感染症による感染者が県内で初めて確認されてからは、その後の感染拡大も影響し、経済や雇用情勢の先行きに不透明感が強まっている。

令和2年12月の有効求人倍率（季節調整値）は、求人が求職を上回り、求人が

底堅く推移してはいるが、令和2年度当初の1.33倍から低下が続き1.17倍の水準にある。新規求人数（原数値）の前年同月比で主要産業別の動きを見みると、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた「M宿泊業、飲食サービス業」、「N生活関連サービス業、娯楽業」などでは前年を大きく下回る状況となっている。また、新規求職者数においては減少が続いており、新規常用的フルタイム求職者の態様別の動きを見ると、「事業主都合」による離職者は増加基調にある反面、「在職者」、「無業者」、「自己都合による離職者」では減少傾向にある。リスク回避にシフトしたことによる転職活動の抑制や応募先・再就職先の選定を慎重とする動きが見られる。

## (2) 主な指標の動き

令和2年12月内容による主な指標の動きは次のとおりである。

【求人倍率】 有効求人倍率（季節調整値）は、求人が求職を上回る状況のまま底堅く推移しており、令和2年6月から11月までは求人・求職とも前年同月比でプラスとなった。なお、新規求人倍率（季節調整値）においては、求人・求職のそれぞれに総量的な減少が見られる。

【求人】 有効求人数（季調値）は7か月連続で増加していたが減少に転じた。新型コロナウイルス感染症の再拡大の動きが懸念されており、経済や雇用情勢の先行きの不透明感は依然として強まっている。

【求職】 新規求職者数（原数値）は前年同月比で減少している。なお、「事業主都合による離職者」の増加幅が縮小しており、雇用調整助成金等の支援策が企業の雇用維持に一定の効果があったと思料される。

## 4 訓練の実施状況と課題

### (1) 実施状況

令和2年度の宮城県内で実施されている公共職業訓練は、新型コロナウイルス感染症拡大により訓練の中止・延期が見られたが、求職者の増加により定員充足率は小幅ではあるが改善しているほか、依然として人手不足である介護福祉分野においてはニーズがあり、就職率に反映されている。

令和2年度の職業訓練の受講者数(※)は次のとおり

- ・ 公共職業訓練(離職者訓練) 1,472人(前年度繰越者を含む)
- ・ 求職者支援訓練 301人

※ 受講者数について、令和2年12月末までの実績である。

令和2年度の職業訓練の就職率(※)は次のとおり

- ・ 公共職業訓練(離職者訓練) 施設内訓練 84.6%
- ・ 委託訓練 77.2%
- ・ 求職者支援訓練 基礎コース 57.1%

実践コース 75.0 %

※ 就職率について、公共職業訓練(離職者訓練)は8月末まで、支援訓練は6月末までに修了した訓練の3カ月後の実績である。(速報値)

なお、支援訓練は雇用保険適用就職率で計上している。

## (2) 公的職業訓練の実施等に係る主要な課題について

### ① 高等技術専門校のあり方の検討

高等技術専門校は、近年、入校者数が減少し、定員を満たしているのは一部の校と訓練科に限られており、定員に見合う職業訓練機能が十分に果たされているとはいえない状況である。また、企業においては事業の高度化・複雑化が進み、求める人材も幅広く柔軟に対応できる能力及び高度でより実践的な技能・知識を持つ技能者へと変化してきている。

このような状況を踏まえ、令和元年12月に、職業能力開発審議会に「高等技術専門校の整備のあり方」について諮問し、令和2年7月に、同審議会から高等技術専門校が今後目指すべき方向性と施設整備のあり方について答申を受けたところである。

令和2年3月に策定した再編整備基本計画を踏まえ、富県躍進を担う産業界の需要に応える人材の育成を目指し、令和10年度を目標年とし、抜本的な再編整備を推進していく。

### ② 訓練内容の見直し

委託訓練については、求職者ニーズに対応した柔軟な訓練内容の見直しが可能であるが、各施設の普通課程及び短期課程の施設内訓練については、職員配置や規則等の改正観点から見直しに時間を要するため、タイムリーな改編が難しい現状にある。

### ③ 宮城県の産業政策の方向性を踏まえた人材ニーズ

県の産業政策の中心に高度電子機械産業や自動車製造関連産業などものづくり分野が置かれている状況を踏まえ、女性、若者や非正規労働者をターゲットとした職業訓練による高付加価値を生み出す人材へのスキルアップを図り、ものづくり分野への就業を促進していくことが重要となっている。

### ④ 地域の雇用状況改善等のための人材ニーズ

ア 【仙台圏・県北部】 宮城県の産業政策を踏まえた自動車関連企業が数多く進出しており、ものづくり分野への人材ニーズの高まりから人材供給不足が懸念される。特に、ライン管理などをはじめとするマネジメント能力を有する技術者の育成が必要と考えられる。

イ 【沿岸部】 震災復興需要がピークアウトし、また、漁獲量の減少等が水産加工業等の基幹産業に影響しており求人倍率の低下傾向が続いている。なお、少子化や転出への歯止めをかけるため、特に、新規学卒者の地元就職を

促進させるキャリア教育などの人材育成施策を活用した取組みが必要と考えられる。

ウ 【県南部】 電気機械製造企業などの大手企業が数多く進出しているが、少子高齢化の影響から 45 歳以上の中高年齢求職者が有効求職者全体の半数以上を占める状況にある。これらの求職者の雇用を促進させるため、労働市場のニーズを把握した新たな訓練コースの設定を図る必要がある。

- ⑤ 公的職業訓練の訓練規模、分野及び実施時期を一体的に調整し、訓練機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく必要がある。

新たな訓練の実施には、予算確保や設備の充実など、一定の期間を要するため、地域ニーズに対応した訓練を実施していくために、宮城県、宮城労働局及び機構の連携をより緊密、強化していくとともに、当該訓練計画（令和 3 年度案から）の策定に当たっても、スケジュールの調整等可能な限り三者の意見等に対応していく必要がある。

- ⑥ 政府が掲げる働き方改革及び一億総活躍社会の実現などにおける人材育成政策に関する需要の高まりを踏まえて、様々な求職者に対応した多様な職業訓練の受講機会を確保することが重要となっており、公的職業訓練に求められる役割は、非常に重要となっている。

## 5 計画期間中の公共職業訓練の対象者数等

### (1) 学卒者訓練の対象者数等

対象者数は、入学定員 490 人とする。

内訳 ・ 高等技術専門校 300 人

・ ポリテクカレッジ 190 人（専門課程 100 人、応用課程 90 人）

### (2) 離職者訓練の対象者数等

#### ① 重点等

ア 令和 3 年度のポリテクセンター宮城で実施する訓練について、雇用情勢の悪化に対応するため、施設及び機器が対応可能な訓練コースの定員を拡充して実施する。

また、第 4 次産業革命に対応できる若い人材の育成のため「スマート生産サポート科」を若年者専用のデュアル訓練として 2 コース延定員 40 人実施するほか、ものづくり分野での女性の活躍促進を目指し「CADものづくりサポート科」を継続して実施する。

イ 高等技術専門校で行う委託訓練については、人材不足が課題となっている介護人材や保育士の育成のため、長期高度人材育成コースとして、介護福祉士養成コース及び保育士養成コースを実施するほか、令和 2 年度から機械 C

A D利用技術者養成コースを実施している。

ウ 託児付き訓練コースの設定については、ポリテクセンター宮城で実施する訓練は、全て託児付きコースとする。

エ 公共職業能力開発施設で実施する訓練については、より求職者の就職促進など地域の人材ニーズに即した訓練となるよう、令和3年度においても調査・検討を継続していく。

② 対象者数等（宮障校除く）

対象者数は、定員 2,023 人

内訳	・ 高等技術専門校	35 人
	・ ポリテクセンター宮城	571 人
	・ 委託訓練	1,417 人

就職率は、施設内訓練 80%以上、委託訓練 75%以上を目標とする。

(3) 在職者訓練の対象者数等

① 対象者数等（宮障校を除く）

対象者数は、定員 2,896 人

内訳	・ 高等技術専門校	476 人
	・ ポリテクセンター宮城	1,250 人
	・ ポリテクカレッジ	1,170 人

② ポリテクセンター宮城については、受講者数 560 人、受講者満足度 95%、事業主満足度 90%以上を目標とする。

③ ポリテクカレッジについては、受講者数 630 人、受講者満足度 95%、事業主満足度 90%以上を目標とする。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

① 宮障校の施設内訓練は定員 100 人とする。

② 委託訓練は定員 39 人とする。

③ 在職者訓練は定員 10 人とする。

6 計画期間中の求職者支援訓練の対象者数等

(1) 重点等

① 基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）を 40%、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を 60%とする。

② 医療事務系及び情報系の訓練については、ニーズが減少していることから最

低限の実施とし、人材不足分野である介護分野の割合を高める方向で調整する。

- ③ 地域ニーズ枠は、実践コースのみで設定する。「就職氷河期世代支援プログラム」等に基づく緩和措置の対象となる訓練の枠とする。
- ④ 基礎・実践の両コースとも、育児等を行っている者に対して、通常より短い訓練時間や託児サービス付きのカリキュラムの設定を可能とする。
- ⑤ 認定単位期間は1ヶ月とするが、求職者に訓練情報を効果的に提供するため、3ヶ月ごとの認定について検討する。

(2) 対象者数等

- ① 訓練認定規模 942 人を上限とする。
- ② 雇用保険適用就職率は、基礎コースで 58%、実践コースで 63%を目標とする。
- ③ 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

コース・分野	2 年度		3 年度	
	人員	割合	人員	割合
基礎コース	300 人	31.0%	360 人	38.2 %
実践コース	667 人	69.0%	582 人	61.8 %
介護系	150 人	22.5 %	150 人	25.8 %
医療事務系	75 人	11.2 %	60 人	10.3 %
情報系	75 人	11.2 %	60 人	10.3 %
営業・販売・事務系	180 人	27.0 %	150 人	25.8 %
その他、成長分野、人手不足分野 (農業、環境、観光、建設など)	112 人	16.8 %	120 人	20.6 %
地域ニーズ枠	75 人	11.2 %	42 人	7.2 %

※ 上記のうち、新規参入枠は基礎コース 20%、実践コース 12%とする。

※ ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることも可能とする。

※ 認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、宮城労働局及び機構宮城支部のHPで周知する。

※ 余剰定員の取扱いについては、実践コースの全国共通分野(介護、医療事務、情報)において、認定されなかった場合の余剰定員は、同一認定単位期間の「他の分野」への振替を可能とする。

ある認定単位期間において、認定数が認定上限値を下回った場合の余剰定員は、次期以降の認定単位期間の同一分野への振替を可能とする。なお、第4・四半期においては、基礎・実践間及び実践コースの他の分野への振替を可能とする。

## 7 公的職業訓練の実施に当たり関係機関が留意すべき事項等

(1) 計画的で実効ある職業訓練の推進に資するため、令和3年度においても宮城県地域訓練協議会を開催する。開催に当たっては、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力を得ていくこととする。

① 訓練協議会における意見等が、地域の訓練実施により一層活かされるよう、宮城県、機構及び労働局において、調整等を進めることとする。

② 宮城県、機構及び労働局の担当者による作業部会を開催し、訓練内容の検討、職業訓練の実施状況等のフォローアップを行う。

令和3年度においても、人材ニーズに対応した訓練が実施されるよう、訓練内容の検討結果等を訓練協議会に報告することとする。

③ 訓練協議会における協議結果に基づいて、新たな訓練や関連施策が適切に実施されるよう、関係者への働きかけを行うこととする。

(2) 訓練受講者に対する適切な訓練の実施及び就職支援の充実

① ハローワークにおいては、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施などを通じて、求職者の能力及び適性に応じた訓練コースへの誘導ができるよう支援する。

また、求人ニーズに対応し、求職者の適性を踏まえた能動的なマッチングを行うものとする。

② 訓練実施機関においては、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び訓練成果の評価の確実な実施により、就職意欲の喚起や円滑な就職活動が開始されるよう働きかける。

③ 訓練実施機関とハローワークが連携して就職支援を行うものとする。

ア 訓練実施機関は、独自の就職支援を実施する。

イ 訓練期間中については、各訓練実施機関が主体的に就職支援に当たることとし、必要に応じて、ハローワークと連携して、習得した知識・技術が活かされる求人情報の提供等を行うこととする。

ウ 求職者支援訓練の受講者については、ハローワークの指定来所日等にきめ細かな就職支援を行う。

エ 訓練終了までに就職先が決まらなかった受講者については、訓練実施機関による独自支援のほか、ハローワークにおいても、積極的な就職支援を行う。

オ 訓練受講者に提供する求人情報は、雇用保険が適用される求人情報の提供を原則とする。

④ 求職者支援訓練修了後、公共職業訓練の受講による知識・技術の習得を希望する者に、関連する訓練情報を提供し、円滑な訓練受講に向けた支援を行う。